



総務課 からの お知らせ

本庁 総務チーム TEL 0994-22-0511

■ 平成 28 年度臨時職員の募集について

11月30日まで、次の臨時職員を募集しています。詳しくは、総務課へお問い合わせください。

● 教育委員会関係

【募集職種】 学校図書司書補 1名 学習支援員 1名

【勤務場所】 町内の小中学校

【勤務期間】 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (更新あり)

【賃 金】 学校図書司書補 720 円/時間 学習支援員 820 円/時間

【勤務条件】 1 日 7 時間の月 15 日間勤務

【応募資格】 学校図書司書補一図書司書補又は学校教諭免許を有する方・学習支援員一学校教諭免許又は保育士免許を有する方

【募集年齢】 平成 28 年 4 月 1 日現在で、満 60 歳未満の方

【提出書類】 顔写真を貼付した履歴書 (指定様式なし)・各免許状の写し

【面 接】 平成 27 年 12 月 7 日 (月) 午前 10 時 教育委員会 2 階研修室

● 保健福祉課関係

【募集職種】 一般事務

【勤務場所】 保健福祉課福祉チーム

【勤務期間】 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (更新あり)

【賃金及び勤務条件】 月額 154,500 円 勤務内容は職員と同様

【応募資格】 身体に障害のある人 (身体障害者手帳の交付を受けている人) で、自力で通勤でき、かつ、介護者なしで職務の遂行が可能であることが必要。

【募集年齢】 平成 28 年 4 月 1 日現在で、満 50 歳未満の方

【提出書類】 顔写真を貼付した履歴書 (指定様式なし)・身体障害者手帳の写し

【面 接】 平成 27 年 12 月 7 日 (月) 午前 10 時 役場本庁 2 階庁議室

■ 必ずチェック最低賃金・鹿児島県最低賃金が時間額 694 円に !!

鹿児島県最低賃金が平成 27 年 10 月 8 日より時間額 694 円に改正されました。

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	694 円	平成 27 年 10 月 8 日

鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定 (産業別) 最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

【最低賃金に関するお問い合わせ先】 鹿児島労働局 (TEL 099-223-8278)・各労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

最低賃金テレホンサービス TEL 099-223-8881



教育委員会 からの お知らせ

生涯学習チーム TEL 0994-22-0517

■ 平成 28 年 成人式のご案内

新成人の新たな門出の日、新成人の皆さんはもとより、多くの町民の皆さんのご来場を心よりお待ちしております。

当日は、記念撮影などもあります。

と き：平成 28 年 1 月 3 日 (日) 午前 9 時 30 分～受付開始・午前 10 時～正午

ところ：文化センター

【お問い合わせ】 教育課 生涯学習チーム TEL 0994-22-0517

